

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法律の有効期限を五年間延長し、平成二十年三月三十一日までとすること。（附則第二項関係）

第二 法律の背景事情に排他的経済水域等における水産資源の減少を加えること。（第一項関係）

第三 融資対象として、水産加工施設の改良、造成又は取得に伴う施設の利用のための特別の費用の支出及

びその利用に関する権利の取得を追加すること。（第一項関係）